第二第五号を次のように改める。

五　連動起動機能　火災通報装置が自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始する機能をいう。

第三第一号中㈡を削り、㈢を㈡とし、同号の次に次の一号を加える。

一の二　手動起動装置が操作されたこと又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して作動したことを可視的又は可聴的に表示すること。

第三第四号の次に次の一号を加える。

四の二　連動起動機能により蓄積音声情報を送出している間に手動起動装置が操作された場合に、直ちに又は一区切りの蓄積音声情報が送出された後、次号㈡イ及び㈢イの蓄積音声情報を送出すること。

第三第五号㈠中「基本周波数が、概ね八百ヘルツの単音を三音連続したものを二回反復したものとする」を「次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定めるところによる」に改め、同号㈡にイ及びロとして次のように加える。

イ　手動起動装置が操作されたことにより起動された場合　基本周波数が概ね八百ヘルツの単音を三音連続したものを二回反復したものとすること。

ロ　連動起動機能により起動された場合　基本周波数が四百四十ヘルツ以上の単音を二音連続したもの（第二音の周波数が第一音の周波数の概ね六分の五であるものに限る。）を二回反復したものとすること。

第三第五号㈢中「火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とする」を「次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定めるところによる」に改め、同号㈢にイ及びロとして次のように加える。

イ　手動起動装置が操作されたことにより起動された場合　火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。

ロ　連動起動機能により起動された場合　自動火災報知設備が作動した旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。

第三第六号㈠及び㈡中「スピーカ」を「スピーカー」に改め、同第八号中「通話機能等」を「火災通報装置（特定火災通報装置を除く。）の通話機能等」に改め、同号ただし書を削り、同第十五号中「スピーカ」を「スピーカー」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間は、第二第一号の次に一号を加える改正規定中「別表第一㈥項イ⑴から⑶まで及びロ」とあるのは「別表第一㈥項ロ」とする。

○消防庁告示第二十五号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第七号ニの規定に基づき、加圧送水装置の基準（平成九年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十六日

消防庁長官　坂本　森男

第二第四号中「第十二条第二項第四号」を「第十二条第二項第三号の二」に改める。

第五第一号㈥中「特定水道連結型スプリンクラー設備」を「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年三月一日から施行する。

○消防庁告示第二十六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十三条の六第四項の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成二十五年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十六日

消防庁長官　坂本　森男

第一中「第十三条の六第三項第七号」を「第十三条の六第四項第七号」に改める。

第二第一号㈤中「第十三条の六第三項」を「第十三条の六第四項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年三月一日から施行する。

○法務省告示第四百三十四号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月十七日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月十六日

法務大臣　馬場みどり

沖縄縣多良間島塩川村二十一番地内第二号

手登根春**箏**

○法務省告示第四百三十五号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月十七日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月十六日

法務大臣　馬場みどり

沖縄縣多良間島塩川村百三十五番地　當**眞**　増藏

○法務省告示第四百三十六号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月十七日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月十六日

法務大臣　馬場みどり

沖縄縣多良間島塩川村二十一番地内第二号

手登根春**箏**

○法務省告示第四百三十六号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月十七日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月十六日

法務大臣　馬場みどり

沖縄縣多良間島塩川村百三十五番地　當**眞**　増藏

○厚生労働省告示第三百九十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医療機器として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十六年十月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療機器の名称	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
PDT半導体レーザ	パナソニック　ヘルスケア株式会社　愛媛県東温市南方二二三一番地一	平成二十六年九月十七日
予定される使用目的、効能又は効果	化学放射線療法又は放射線療法後の局所遺残再発食道癌	